

別表第3 建築士会CPDプログラム認定方針

<p>1 認定方針</p>	<p>1 研修プログラムの内容は、建築士や建築関連技術者の知識及び技術の向上や公共の福祉の増進に資するものでなければ、認定することができない。</p> <p>2 研修プログラムの内容が、次の①から③までに掲げるものに該当するときは、第13条の認定をすることができない。</p> <p>① 懇親やレクリエーションを目的とするもの</p> <p>② 別表第1-1の研修プログラムの形態若しくは内容又は別表第1-2の研修プログラムの分野にあてはまらないもの</p> <p>③ 客観的な事実に基づき、特定の商品、材料、各種ソフト等の宣伝、販売、取り扱い説明等を目的とするものであると判断されるもの</p> <p>3 インターネットによる講習会については、以下の条件で認定とする。 出席者情報の確認は次のいずれかの電子記録情報をもって行う。ただし、③を条件とした場合は認定教材（建築士会WEBセミナー）として扱い、建築CPD情報提供制度の対象外とする。</p> <p>① 視聴履歴</p> <p>② 画面スクリーンショット</p> <p>③ 視聴終了後の設問への回答</p>
<p>2 認定時間</p>	<p>研修プログラムの認定時間は、当該研修プログラムの研修の内容となるべき実質時間とし、次の①及び②に即して算定するものとする。</p> <p>① 認定時間は、研修プログラムの実質時間を積算し、30分未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、30分以上の端数があるときは、これを1時間に切り上げ、1時間単位に換算した時間とする。</p> <p>② 昼食時間又は移動時間は、実質時間の積算の対象としない。</p> <p>③ 2日以上にわたる研修プログラムは、それぞれの開催日ごとに別の研修プログラムとみなし、認定時間を算定するものとする。</p>
<p>3 研修責任者の設置及びその責務</p>	<p>1 研修プログラムの実施及び出席者名簿の管理に関してすべての責任を担う者（以下「責任者」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 1の責任者は、第14条第1項の名簿（電子データにより作成するものであること。）の作成及び提出を行うほか、研修プログラムの実施を証する資料（※1）を当該研修プログラムの実施の日から起算して6月が経過する日まで保管し、その間に本会又は建築士会の請求があったときは、これを提出しなければならない。</p> <p>※1 当該研修プログラムの案内用リーフレットの類、テキストの類及び研修実施中の写真（日付があり、およその全体人数が把握できるカットと講師が映っているカットが望ましい。）</p>

ムの実施の日から起算して6月が経過する日まで保管し、その間に本会又は建築士会の請求があったときは、これを提出しなければならない。

※1 当該研修プログラムの案内用リーフレットの類、テキストの類及び研修実施中の写真（日付があり、およその全体人数が把握できるカットと講師が映っているカットが望ましい。）